保存版
2026年9月作成

apollostation THE GOLD

海外・国内旅行傷害保険
ショッピングガード保険
のご案内

（補償規定）

ACCIDENT INSURANCE

■引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
※本紙掲載の情報は2026年9月現在のものです。変更になる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

出光クレジット株式会社

2609 2G-902

旅先で“もしも”の時に、
お客さまをしっかりサポートします。

海外旅行・国内旅行傷害保険
お客さまのご旅行中の事故を補償します。

海外旅行傷害保険〈自動付帯〉
※詳細はあらましをご覧ください。

〈傷害〉



交通事故にあった　スポーツ中にケガをした

〈疾病〉



カゼで高熱を発した　盲腸になった

〈賠償責任〉



お店の商品を壊した

〈携行品損害〉



ハンドバッグを盗まれた　カメラを落として壊した

〈救援者費用〉



旅先でケガをし家族が現地に向かった

※3日以上継続して入院されたとき。

〈航空機遅延費用等〉



スーツケースの到着が遅れ、着替えを購入した　台風のため乗継空港まず、ホテルへ泊まることになった

〈緊急アシスタンスサービス〉



日本語が通じる医療機関の紹介　緊急時に救急車を手配　現金不要で治療を受けられる医療サービスを紹介

※これらのサービスは、国・地域等の諸事情によりサービスをご提供できない場合があります。

国内旅行傷害保険〈利用付帯（カード利用条件付き）〉
※詳細はあらましをご覧ください。

〈傷害〉



このカードで代金を支払い搭乗した航空機の事故で亡くなられた



このカードで宿泊料金を支払い宿泊中に火災で亡くなられた



このカードで主催旅行の支払いをした旅行中にケガで後遺障害を負った



このカードで主催旅行の支払いをした旅行中に交通事故にあいケガをした

支払限度額

保険の種類	担保内容		保険金額	保険責任期間
海外旅行傷害保険	傷害	死亡・後遺障害	5,000万円	3か月
		治療費用	200万円	
	疾病治療費用		200万円	
	賠償責任		5,000万円	
	携行品損害※		30万円	
	救援者費用		200万円	
	寄託手荷物遅延費用		10万円	
	寄託手荷物紛失費用		10万円	
	乗継遅延費用		2万円	
	出発遅延費用		2万円	
国内旅行傷害保険	傷害死亡・後遺障害		5,000万円	
	入院日額		5,000円	
	通院日額		2,000円	

※携行品損害は、自己負担はありません。また、1品あたり10万円が限度となります。

保険金をお支払いできない主な場合

■海外旅行傷害保険の傷害死亡・後遺障害、傷害治療費用
国内旅行傷害保険の傷害死亡・後遺障害、入院・手術・通院
●故意、重過失　●けんか、自殺、犯罪　●無資格運転、酒気帯び運転　●脳疾患、疾病、心神喪失　●妊娠、出産、早産または流産　●医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等　●スカイダイビング等の危険な運動中の事故　●戦争、侵略行為、反乱等　●地震、噴火またはこれらによる津波（国内旅行傷害保険のみ）　など

■海外旅行傷害保険の疾病治療費用、救援者費用
●故意、重過失　●けんか、自殺、犯罪　●医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等　●妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病　●歯科疾病　●既往症　など
※救援者費用については、自殺、妊娠、出産、早産、流産で被保険者（保険の対象となる方）が死亡したときはお支払いの対象となります。

■海外旅行傷害保険の賠償責任
●故意　●職務遂行に直接起因する事故　●親族に対する事故　●受託物に対する事故　●自動車等の所有、使用または管理に起因する事故　●心神喪失に起因する事故　など

■海外旅行傷害保険の携行品損害
●故意、重過失　●携行品の欠陥または自然消耗　●携行品の置き忘れまたは紛失　●旅行中に借りた物、預かった物の事故　●現金、小切手、クレジットカード等の損害　●山岳登はん等の危険な運動中の当該運動のための用具　●偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故　など

■海外旅行傷害保険の寄託手荷物遅延費用、乗継遅延費用、出発遅延費用
●故意、重過失　●戦争、侵略行為、反乱等　●地震、噴火またはこれらによる津波　など

海外旅行傷害保険のあらまし（保険責任期間：最長3か月）

担保項目		こんなとき	お支払いする保険金
傷害	死亡・後遺障害	被保険者（保険の対象となる方）が、責任期間中に偶然な事故によりケガをして事故日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。	死亡されたとき……死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 後遺障害が生じたとき……後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。 （注）死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。
	治療費用	被保険者が、責任期間中に偶然な事故によりケガで医師の治療を受けられたとき。	200万円を限度とし、事故日（疾病の場合は医師の治療を開始した日）から180日以内に治療のために現実に支出した次の費用をお支払いします。 ①医師による治療費、手術費、入院費 ②緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇入費、医師・職業看護師の付添費 ③義手、義足の修理費（傷害治療費用のみ） ④治療により必要となった旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費 ⑤入院のために必要となった国際電話料等通信費、身の回り品購入費用（5万円限度）等（1事故について20万円限度） （注）社会保険等公的制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。
疾病治療費用		①責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病しかつ医師の治療を開始されたとき。ただし、責任期間中に原因が発生したものに限ります。 ②責任期間中に感染した特定の伝染病（コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症）のために責任期間終了後30日以内に医師の治療を開始されたとき。	
賠償責任		被保険者が、責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負ったとき。	5,000万円を限度として損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。 （注）損害賠償金および費用の決定については、事前に保険会社の承認が必要です。 （注）示談交渉サービスはありません。
携行品損害		被保険者所有の携行品（現金、小切手、クレジットカード、定期券、コンタクトレンズ、ウィンドサーフィン、スキューバダイビング、サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具、各種書類および別送品等を除きます）が責任期間中に火災や盗難等の偶然な事故により損害を受けたとき。	1つ（1組または1対）あたり10万円（航空券・乗車券等の損害については5万円）を限度としてお支払いします。ただし、パスポート損害については再発給費用、渡航書の取得費用を5万円を限度として損害額とします。 （注）お支払いする保険金の総額は、30万円を保険期間中の限度とします。 （注）修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
救援者費用等		被保険者が責任期間中に ①事故により遭難（行方不明を含みます）されたとき。 ②事故によるケガが原因で180日以内に死亡もしくは3日以上継続して入院されたとき。 ③病気により死亡されたとき。 ④病気にかかり旅行終了日から30日以内に死亡もしくは3日以上継続して入院されたとき。	200万円を限度として次の費用をお支払いします。 ①捜索救助費用 ②現地までの往復航空運賃などの交通費（救援者1名限度、7日以上継続入院の場合3名限度） ③現地でのホテル客室料（救援者1名かつ14日分限度、7日以上継続入院の場合3名限度かつ14日分限度） ④現地からの遺体輸送費用、または治療を継続するための日本国内への移転費用 ⑤遺体処理費用（100万円限度） ⑥渡航手続費および現地での諸雑費（5万円限度、7日以上継続入院の場合20万円限度） （注）救援者とは捜索、看護、事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族およびその代理人をいいます。

担保項目		こんなとき	お支払いする保険金
航空機遅延費用等	乗継遅延費用	航空機を乗り継ぐ場合において、搭乗した航空機の遅延によって、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から4時間以内に代替機を利用できない場合。	1回の到着機の遅延について、下記費用の実費を2万円限度としてお支払いします。 ①乗継地における宿泊費と食事代、交通費および国際電話料等通信費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。 ②旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用。 ※これらの費用は社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。
	出発遅延、欠航、搭乗不能費用	搭乗する予定だった航空機について、責任期間中に出発予定時刻から4時間以上の出発遅延や航空機の欠航などで搭乗することができず、出発予定時刻から4時間以内に代替となる航空機に搭乗できなかったとき。	1回の出発遅延、欠航もしくは運休または搭乗不能について、下記費用の実費を2万円限度としてお支払いします。 (以下は、前記の「乗継遅延費用」と同様) ※乗継地を出発地に読み替えます。
	寄託手荷物遅延	搭乗時に航空会社へ預けた手荷物が、航空機が目的地に到着してから6時間以内に運搬されなかったために、目的地において到着してから48時間以内に衣類や生活必需品を購入したとき。	1回の寄託手荷物の遅延について、下記の購入費用実費を10万円限度としてお支払いします。 ①衣類購入費 寄託手荷物の中に含まれていた下着、寝間着等旅行行程中に必要不可欠な衣類の購入費用、貸与費用。 ②生活必需品購入費 寄託手荷物の中に含まれていた洗面用具、かみそり、くし等の旅行行程中に必要不可欠な生活必需品の購入費用、貸与費用。
	寄託手荷物紛失	搭乗時に航空会社へ預けた手荷物が、航空機が目的地に到着してから48時間以内に運搬されなかった場合、手荷物は紛失したものとみなし、到着後96時間以内に、目的地において衣類や生活必需品を購入したとき。	1回の寄託手荷物の紛失について、下記購入費用実費を10万円限度としてお支払いします。 ①衣類購入費 寄託手荷物の中に含まれていた下着、寝間着等旅行行程中に必要不可欠な衣類の購入費用、貸与費用。 ②生活必需品購入費 寄託手荷物の中に含まれていた洗面用具、かみそり、くし等の旅行行程中に必要不可欠な生活必需品の購入費用、貸与費用。

(注)「責任期間」とは、海外旅行の目的で住居を出発したときから住居に帰着するまでの間でかつ日本を出国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までの間で日本を出国した日から最長3か月間が補償されます。
(注)他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払いします。
(注)ご出発前に特別な手続きは必要ありません。
(注)事故の発生した日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパンへご連絡ください。
(注)保険の対象となる方は本人会員および家族会員になります。

国内旅行傷害保険のあらまし

担保項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害死亡・後遺障害	被保険者が下記①から③によりケガをして事故日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。 ①公共交通乗用具に搭乗する以前にその料金をクレジットカードで支払い、公共交通乗用具に搭乗中の事故によって傷害を被った場合。 ②旅館、ホテル等の宿泊施設にチェックインする以前に、その料金をクレジットカードで支払い、またはノークーポンシステムを利用して宿泊施設の予約を行い、日本国内を旅行中、宿泊者として宿泊施設に滞在中に宿泊施設の火災または破裂・爆発により傷害を被った場合。 ③宿泊を伴う募集型企画旅行でクレジットカードにより事前にその料金を支払った場合、募集型企画旅行に参加している間に傷害を被った場合。	死亡された場合…死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 後遺障害が生じた場合…後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額3%から100%をお支払いします。
入院・手術・通院	〈入院保険金〉 上記①から③によりケガをして入院した場合(事故日から180日以内の入院が対象)。 〈手術保険金〉 入院保険金が支払われる場合に、その傷害の治療のため所定の手術を行った場合(事故日から180日までの手術が対象)。 〈通院保険金〉 上記①から③によりケガをして通院した場合(事故日から180日以内の通院に対し90日を限度)。	入院の場合…5,000円(日額) 通院の場合…2,000円(日額) 手術の場合…5,000円×(手術の種類により10倍～40倍) (注)入院保険金および通院保険金は、事故日を含めて7日以内に治療を終了された場合にはお支払いの対象となりません。

(注)ノークーポンシステムとは、カード加盟店である旅行業者に対して、カードにより料金を支払うことを告知して予約を行うシステムをいいます。
(注)募集型企画旅行とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行(平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの)をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。
(注)募集型企画旅行に参加中とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等(募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません。)を利用したときから最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行の日程から離脱した期間は除きます。
(注)公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶等をいいます。(時刻表に基づき運行されている航空機・電車・船舶等を指し、タクシー・ハイヤー・レンタカー・社用車は除く)
(注)他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金、入院・手術・通院保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払いします。
(注)ご出発前に特別な手続きは必要ありません。
(注)事故の発生した日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパンへご連絡ください。
(注)保険の対象となる方は本人会員および家族会員になります。

旅行傷害事故の通知について

事故の通知については下記までご連絡ください。連絡がとれましたら次の事項をお伝えください。
apollostation THE GOLD会員であること、カードの種類、会員番号、出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先。

■日本国内からのご連絡先（国内旅行傷害保険の補償対象事故も下記になります）
損保ジャパン出光クレジット事故受付デスク（24時間受付、年中無休）

0120-068-383

■海外メディカルヘルプラインお問い合わせ先

ケガ・病気などでお困りのとき、電話1本で医療・緊急手配サービスを行います。
（24時間・年中無休・日本語対応）

お客さまの滞在地		電話番号（無料電話）
北米 ハワイ 中南米	アメリカ本土・アラスカ・カナダ・ハワイ	1800-233-2203
	メキシコ	800-099-0667
	ブラジル	0800-891-6640
	無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から	
	アメリカ・カナダ国内から	(1) 804-673-1144（有料電話）
	上記以外の国・地域から	(1) 804-822-3747（有料電話）
中国	中国（香港・マカオを除く）	800-810-9784
	香港	800-968-845
	マカオ	080-0382
	無料電話がご利用になれない場合	
	中国大陸から	010-8592-7117（有料電話）
	香港・マカオから	(86) 10-8592-7100（有料電話）
アジア グアム サイパン オセアニア	韓国	080-880-2107
	台湾	00801-49-1352
	タイ	1800-600-234
	マレーシア	1-800-81-0877
	インドネシア	0800-150-3199
	グアム・サイパン	1877-232-0747
	オーストラリア	1800-196-787
	ニュージーランド	0800-449-345
	無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から	
	タイ国内から	02-204-4510（有料電話）
	シンガポール国内から	3165-5670（有料電話）
	上記以外の国・地域から	(66) 2-204-4510（有料電話）または (65) 3165-5670（有料電話）

お客さまの滞在地		電話番号（無料電話）
ヨーロッパ アフリカ 中近東 ロシア	アイルランド	1800-992-552
	イギリス	0800-068-3724
	イタリア	800-986-331
	オーストリア	0800-006-644
	オランダ	0800-020-1307
	ギリシャ	800-848-1047
	スイス	0800-561-188
	スウェーデン	0200-88-39-01
	スペイン	800-810-088
	チェコ	800-143-497
	デンマーク	80-70-54-37
	ドイツ	0800-182-9017
	トルコ	0800-621-2508
	ハンガリー	06-800-188-92
	フィンランド	0800-772248
	フランス	0800-90-84-60
	ベルギー	0800-77630
	ポーランド	800-707-057
	ポルトガル	800-855-769
	南アフリカ	080-098-9000
	アラブ首長国連邦	800-032-0470
	無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から	
	イギリス国内から	020-8089-4815（有料電話）
	イギリス国外から	(44) 20-8089-4815（有料電話）
上記番号で連絡が取れない場合や連絡先がわからない場合		
海外から		(81) 3-3811-8127（有料電話）
日本国内から		03-3811-8127（有料電話）

※夜間・週末等で、apollostation THE GOLDの会員であることの確認がとれない場合には、可能な範囲（日本語の通じる病院の紹介など）でのアシスタンスはご提供しますが、キャッシュレスサービスのご提供はできませんのでご了承ください。

■海外ホットライン・お問い合わせ先

ケガ・病気以外のトラブルの場合（盗難・賠償事故など）の相談サービスです。（24時間・年中無休・日本語対応）

お客さまの滞在地		電話番号（無料電話）
北米 ハワイ 中南米	アメリカ本土・アラスカ・ハワイ	1-833-439-1126
	ブラジル	0800-000-5136
	メキシコ	800-351-0274
アジア	中国	4000-759978
	香港	800-931-863
	韓国	00798-321-8255
	タイ	1800-015-184
	シンガポール	800-3211-526
	インドネシア	0800-150-3096
	フィリピン	1-800-1-481-0020
	マレーシア	1-800-813-921
	ベトナム	122-80850
オセアニア	オーストラリア※1	1300-48-2141
	ニュージーランド	0508-42-5006
ヨーロッパ	イギリス	0808-169-4988
	イタリア	800-934226
	オーストリア	0800-404-312
	ギリシャ	00-800-9999076
	スイス	0800-563103
	スウェーデン	020-12-7397
	スペイン※2	9007-52313
	デンマーク	8083-0347
	フランス・モナコ	0800-94580
	ベルギー	0800-7-0854
	ポルトガル	800-319952
	ルクセンブルク	8008-5564
アフリカ	南アフリカ	08000-14980
中近東	アラブ首長国連邦	800-0320099
	イスラエル	1-80-9388-069

※1 クリスマス島、ココス・キーリング諸島は除きます。
※2 スペイン領北アフリカ、カナリア諸島は除きます。

無料電話がご利用になれない場合や 上記以外の国・地域から	(81) 50-3820-1301（有料電話）
日本国内から	0120-08-1572（無料電話）
	018-888-9547（有料電話）

電話ご利用上の注意点<海外メディカルヘルプライン・海外ホットライン>

●（　　）内は国番号です。無料電話利用時には、国番号は不要です。
●滞在先の国・地域や通信環境（電話会社、機種、回線事情等）により、無料電話に接続できない場合や、以下のような費用が発生する場合があります。ご不明な点は、ご利用前に現地の通信事業者やご契約中の電話会社等にご確認ください。なお、これらの費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
①日本から持ち込んだ携帯電話で発信する場合の国際ローミング料金
②現地でレンタルした携帯電話・SIM等を利用する場合の通話料・利用料
③ホテル客室内の電話を利用する場合のサービス料・利用料
④公衆電話、インターネット電話等の無料通話に対応していない電話機・回線からの通話料・利用料　など
●無料電話がご利用になれない場合は、「無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から」に記載の電話番号へコレクトコールでおかけいただくか「折り返し電話」をお申し付けください。
●各国での電話事情等により電話がかかりにくい場合は下記のとおりお問い合わせください。
<ケガ・病気の場合>「上記番号で連絡が取れない場合や連絡先がわからない場合」におかけいただくか、「海外ホットライン」のお客さまのいらっしゃる地域の電話番号までお問い合わせください。
<ケガ・病気以外のトラブルの場合>「無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から」に記載の番号におかけいただくか、「海外メディカルヘルプライン」のお客さまのいらっしゃる地域の電話番号までお問い合わせください。
●お電話をいただいた時間帯や状況によっては、他の地域の窓口へ電話が転送される場合もありますので、あらかじめご了承ください。
●電話番号は最新のものを掲載していますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更等やむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

コレクトコール（料金受信人払い方式）のかけ方

①電話を受ける側が料金を負担する方式です。ご利用にあたっては宿泊施設のフロントにお申し出いただくか、現地の電話交換手呼出番号をダイヤルし電話局の電話交換手を呼び出したうえ、下記の要領でお申込みいただきます。

国内コレクトコール……電話交換手におかけになりたい都市名と電話番号をお申し出ください。
国際コレクトコール……電話交換手におかけになりたい国名・都市名と電話番号をお申し出ください。

②電話交換手は、現地語または英語を話します。
③地域・電話機の種類・宿泊施設によっては、コレクトコールが利用できない、もしくは、利用可能であっても利用料が必要となる場合があります。なお、その費用はお客さまのご負担となります。
④コレクトコールが利用できない場合は、ダイヤル直通（有料）にてお電話ください。

<国際ブランドがアメリカン・エキスプレスの方>
※アメリカン・エキスプレスのカードの正式名称はapollostation THE GOLD セゾン・アメリカン・エキスプレス®・カードです。
※「アメリカン・エキスプレス」はアメリカン・エキスプレスの登録商標です。このカードはアメリカン・エキスプレスから株式会社クレディセゾンへのライセンスに基づき、出光クレジット株式会社が発行するものです。

ショッピングガード保険のあらまし

被保険者	補償の対象となる物品を正当な権利をもって所有されている方。 ただし、保険金の請求はその物品を購入したカード会員に限ります。
補償期間	カード会員が物品をカードで購入された日、もしくは物品を受け取った日のいずれか遅い日から90日間。
補償対象	カード会員が日本国内および海外でカードを利用して購入された物品。
補償の対象となる事故	日本国内・海外で発生した火災・破裂・爆発・破損・盗難などの偶然な事故。
補償限度額およびご注意事項	補償限度額：保険金額 年間300万円 ● 1回の事故につき1個または1組につき3,000円が自己負担額となります。ただし、3,000円以下の損害額（修理の場合も含む）は対象外となります。 ● 保険の対象の物品に事故が発生した時点で保険金請求可能な他の保険がある場合はそちらの保険にご請求ください。その保険の補償額が損害額に満たない場合は差額分を保険金支払の対象とします。 ● 代金の一部のみをカードを利用して支払われた場合には代金金額に対するカードによる支払額の割合を代金金額に乗じた金額が限度となります。
補償の対象とならない主な場合	① 紛失・置き忘れによる損害 ② 物品の欠陥・消耗・さび・変色・虫喰いなどによる損害 ③ 電気的な事故や機械的な事故による損害 ④ 使用人の不正、または詐欺・横領による損害 ⑤ カード会員や保険金を受け取る方の故意・重過失による損害 ⑥ 水災・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ⑦ 戦争・侵略行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違反行為に起因する損害 ⑧ 核燃料物質その他有害な特性に起因する損害 ⑨ 物品の誤った使用によって生じた損害 ⑩ 物品の物的損害に起因する一切の間接損害 ⑪ 汚損、かき損、擦損、かき傷または塗料の剥がれ等単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害　など
補償の対象とならない主な物品	① 商品券、航空券、乗車券など ② 宅配便など（通販などの輸送中の物品） ③ 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、チケットその他これらに準ずるもの ④ 預金証書または貯金通帳（通帳および現金支払機用カードを含みます。） ⑤ 食料品・飲料（酒類を含みます。） ⑥ 船舶（ヨットモーターボートおよびボートを含みます。）、航空機、自動車、原付自動車、自転車、ハンググライダー、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品 ⑦ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類するもの ⑧ 動物あるいは植物（剥製・ドライフラワーを含みます。） ⑨ 稿本、設計書、帳簿その他これらに準ずるもの ⑩ 職業上の商品として購入したもの ⑪ 携帯電話・ポケットベルなどの携帯式通信機、ノート型パソコン・ワードプロセッサーなどの携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ⑫ 不動産（土地・建物・土地に定着する設備）および不動産と一体となる付属物等 ⑬ 太陽光発電設備・装置 ⑭ 蓄電池 ⑮ 太陽光発電設備・装置、蓄電池以外のエネルギー関係機器の内、引受保険会社の保険約款で定められている物件 ⑯ 児童、生徒または学生が使用するパソコン、タブレット端末等の情報端末 など
保険金支払の時期	保険金の支払は当該物品のカード利用代金決済後となります。
代位	① 損害が第三者の行為によって生じた場合において、損害保険会社がこの保険による保険金を支払ったときは、損害保険会社は損害を受けた物品およびカード会員が第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度に取得します。 ② カード会員は損害保険会社が取得する前項の権利の保全および行使並びにそのために損害保険会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。そのために必要な費用は損害保険会社が負担します。
損害防止義務	カード会員は事故が生じたときの損害発生の防止および軽減につとめなければなりません。
準拠法	この補償を提供する保険契約は、日本国の法令に基づいて行われたものであり、カード会員が損害保険会社に対し補償の請求を行う場合も日本国の法令適用があります。

ショッピングガード保険の事故の通知について

事故に遭われた際は事故発生日から30日以内に下記へご連絡ください。

損保ジャパン出光クレジット事故受付デスク
0120-068-383
24時間受付／年中無休

海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険に関する保険金請求書類

海外旅行傷害保険

保険金請求書類 ＼ 保険金種類	eticketの控え	※保険金請求書	現地でしか手配できない書類：医師の診断書	現地でしか手配できない書類：死亡診断書または死体検案書（死因の記載のあるもの）	現地でしか手配できない書類：治療費の明細書および領収書	事故証明書	支出を証明する書類	示談金領収書	損害額（修理費等）を証明する書類	航空会社発行の証明書類	※損害品明細書	損害額を証明する書類	除籍謄本	委任状、戸籍謄本	※後遺障害診断書	その他の書類
治療費用保険金（傷害・疾病）	◎	◎	◎	◎		○										○
携行品損害保険金	◎	◎				◎					◎	◎				○
死亡保険金（傷害）	◎	◎			◎	◎							◎	◎		○
後遺障害保険金	◎	◎				◎									◎	○
救援者費用等保険金	◎	◎				○	◎									○
賠償責任保険金 対人	◎	◎	◎	◎		○		◎								○
賠償責任保険金 対物	◎	◎				○		◎	◎							○
航空機遅延費用等	◎	◎					◎			◎						○

国内旅行傷害保険

保険金請求書類 ＼ 保険金種類	eticketの控え	※保険金請求書	現地でしか手配できない書類：医師の診断書	現地でしか手配できない書類：死亡診断書または死体検案書（死因の記載のあるもの）	現地でしか手配できない書類：治療費の明細書および領収書	事故証明書	支出を証明する書類	示談金領収書	損害額（修理費等）を証明する書類	航空会社発行の証明書類	※損害品明細書	損害額を証明する書類	除籍謄本	委任状、戸籍謄本	※後遺障害診断書	その他の書類
死亡保険金（傷害）		◎			◎	◎							◎	○		○
後遺障害保険金		◎				◎									◎	○
入院・通院保険金		◎	○	○		◎										○

（注）1. ◎印は原則として必要な書類、○印は場合によって必要となる書類
2. ※印は保険会社所定用紙があるものです。

ショッピングガード保険に関する保険金請求書類

保険金請求のためには下記の書類が必要になります。（事故発生日から90日以内にご提出ください。）
クレジットカード売上票がない場合は保険金請求ができませんのでご注意ください。

保険金請求に必要な書類	損害の状況：修理可能な場合	損害の状況：修理不可能な場合
apollostation THE GOLD カードのコピー	◎	◎
保険金請求書	◎	◎
罹災証明書・事故証明書	○	○
クレジットカード売上票	◎	◎
修理見積書	◎	–
修理代金請求書	◎	–
修理代金領収書	◎	–
全損証明書	–	◎
写真または現物	◎	◎
他保険の保険金請求書	○	○
委任状	○	○
盗難届（盗難の場合のみ）	◎	
その他関係書類	○	○

（注）◎印は必要な書類、○印は場合によって必要となる書類

海外旅行の際のお願い

海外旅行に行かれる際には「本紙」をご持参いただくと安心です。
保険の内容については、損害保険ジャパン株式会社所定の約款に基づきます。